

平成18年大洲市議会第3回定例会会議録 第4号

平成18年10月4日（水曜日）

出席議員

1番 大野 立志
2番 上田 栄一
3番 安川 哲生
4番 福積 章男
5番 山本 光明
6番 西村 豊
7番 武田 雅司
8番 中野 寛之
9番 二宮 淳
10番 梅木 良照
11番 梶田 和美
12番 村上 常雄
13番 水本 保
14番 岩田 忠義
15番 宮本 増憲
16番 叶岡 廣志
17番 後藤 武薫
18番 有友 正本
19番 古野 青弘
20番 矢間 一義
21番 向井 敏憲
22番 岡 孝志
23番 吉岡 猛
24番 清水 久二博
25番 田中 堅太郎
26番 山下 勝利
27番 中野 茂明
28番 吉岡 昇平
30番 小泉 紘文

欠席議員

29番 大野 新策

出席理事者

市長職務代理者
助 入 役
収 入 役

総務部

部長

副部長兼危機管理課長

副部長兼総務課長

人事秘書課長

総務課長補佐

総務課行政係長

企画財政部

部長

財政課長

財政課長補佐

市民福祉部

部長

建設農林部

部長

副部長兼農林水産課長

治水プロジェクト

担当副部長心得

長浜支所

支所長

肱川支所

支所長

河辺支所

支所長

農業委員会

事務局長

教育委員会

委員長

教育長

教育部長

公営企業

病院事務局副部長

監 査

首 藤 馨
田 上 隼 藏

小 島 健 市

白 石 隆 壽

上 川 慶 信

神 元 崇

篠 原 雅 人

往 田 秀 樹

上 村 孝 廣

松 田 眞

松 本 一 繁

佐 伯 幸 一

城 戸 良 一

松 岡 良 明

二 宮 勝

櫻 田 和 明

滝 野 弘 志

河 本 治

蔵 田 伸 一

岩 田 徳 幸

叶 本 正

尾 崎 公 男

垣 内 哲

委 員 藤 川 卓 見

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出席事務局職員

事 務 局 長 西 山 隆 夫

次 長 池 田 悦 子

事務専門員兼調査係長 藤 岡 章 男

議 事 係 長 谷 野 秀 明

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

議事日程

平成18年10月4日 午後2時 開 議

日程第1

会議録署名議員の指名

日程第2

第 98号議案 平成18年度大洲市一般会計
補正予算（第3号）

第 99号議案 平成18年度大洲市国民健康
保険特別会計補正予算（第
2号）

第100号議案 平成18年度大洲市介護保険
特別会計補正予算（第2
号）

第101号議案 平成18年度大洲市土地取得
造成特別会計補正予算（第
1号）

第102号議案 平成18年度大洲市病院事業
会計補正予算（第2号）

第103号議案 大洲市国民保護対策本部及
び大洲市緊急対処事態対策
本部条例の制定について

第104号議案 大洲市国民保護協議会条例
の制定について

第105号議案 大洲市災害派遣手当の支給
に関する条例の制定につい
て

第110号議案 財産の貸付について

第111号議案 大洲市総合計画基本構想に
ついて

第112号議案 字の廃止について

第115号議案 専決処分した事件の報告並

びに承認を求めることにつ
いて

請願第 12号 大洲市民の健康及び財産を
保護する条例策定等に関す
る請願書

請願第 13号 伊方原発でのプルサーマル
計画の中止と耐震強化を求
める請願

請願第 14号 「集配局の廃止再編計画に
反対する意見書」採択に関
する請願書

（各委員長報告、質疑、討論、表決）

日程第3

第116号議案 公平委員会委員の選任につ
き同意を求めることについ
て

第117号議案 人権擁護委員の推薦につき
意見を求めることについて
（提案理由説明、質疑、討論、表決）

日程第4

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事
務等の調査について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第98号議案～第105号議案、第110
号議案～第112号議案、第115号議
案、請願第12号～請願第14号

日程第3 第116号議案、第117号議案

日程第4 各常任委員会及び議会運営委員会
の所管事務等の調査について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後2時00分 開 議

○清水久二博議長 これより本日の会議を開きます。

~~~~~

○清水久二博議長 市長職務代理者より第116号議案及び第117号議案の提出がありましたので、御報告いたします。

次に、9月26日に設置しました決算特別委員会の正・副委員長の互選の結果について御報告を申し上げます。

決算特別委員長に小泉紘文議員、同じく副委員長に吉岡猛議員がそれぞれ互選されました。

この際、お諮りいたします。

有友正本議員から、9月26日の本会議における発言について、誤解を招くおそれがあるため、お手元に配付しております発言取り消し申し出書に記載した部分を会議規則第64条の規定により取り消したい旨の申し出がありました。この申し出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、有友正本議員からの発言の取り消し申し出を許可することに決定いたしました。

~~~~~

○清水久二博議長 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

~~~~~

○清水久二博議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番二宮淳議員、10番梅木良照議員を指名いたします。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第2、第98号議案から第105号議案、第110号議案から第112号議案及び第115号議案の議案12件並びに請願3件を一括して議題といたします。

本件につきましては、9月26日の本会議においてそれぞれ所管する委員会に付託された議案

等であります。

委員会における審査の経過及び結果について各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教委員長の報告を求めます。

○20番矢間一義議員 議長

○清水久二博議長 矢間一義議員

〔20番 矢間一義議員 登壇〕

○矢間一義総務文教委員長 それでは、ただいまから総務文教委員会の御報告を申し上げます。

当委員会は、去る9月28日、関係理事者の出席を得て、付託を受けました平成18年度一般会計補正予算を初めとする議案4件及び請願2件について慎重なる審査を行いました。その結果につきましては、お手元に配付されております委員会報告書のとおり、議案4件につきましてはいずれも原案のとおり可決すべきものと、請願につきましては、請願第13号を継続審査と、また請願第14号を不採択と決した次第であります。

それでは、審議過程で特に議論され、あるいは委員より指摘、要望いたしました主なものの概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係について申し上げます。

第103号議案及び第104号議案は、国民保護などに関する条例であります。

まず、第103号議案大洲市国民保護対策本部及び大洲市緊急対処事態対策本部条例の制定についてであります。理事者より、平成16年9月17日に武力攻撃事態などにおける国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法が施行され、我が国に対して外部からの武力攻撃により多数の人を殺傷する緊急事態が発生した場合、内閣総理大臣は市町村国民保護対策本部などを設置すべき市町村を指定することとなっており、この指定を受けた市町村は直ちに対策本部を設置しなければならないため、当市における国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置に関する条例を制定するものであ

る。

また、第104号議案については、国民保護のための重要事項の審議や国民保護計画の作成及び変更についての協議を行うこととなる国民保護協議会に関して必要な事項を定める条例であると説明がありました。

なお、国民保護計画の作成に関しては、国民保護法に基づき国が平成17年3月に国民の保護に関する基本方針及び国民保護計画を示し、これに基づいて各省庁及び各都道府県では国民保護計画が作成されているところであり、市町村においてもこの都道府県の計画に基づき国民保護計画の策定が義務づけられているため、当市でも今年度中に作成する予定であると説明がありました。

次に、予算関係について申し上げます。

まず、総務費、庁舎管理経費の喫煙所設置工事についてであります。

受動喫煙による健康被害が叫ばれる中、当市議会においても庁舎内での受動喫煙対策に関する一般質問が過去に数回行われ、理事者からは庁舎内を禁煙とする答弁を得ておりましたが、今回その具体的な対策として屋外喫煙所を設置するというものであります。

委員より、1階から5階の屋外に設置することであるが、具体的な設置場所はどこなのか、また喫煙は酒類と同様法律により認められているものであり、本来なら屋内にきちんとした分煙対策を講じるべきで、屋外へ締め出すようなことは喫煙者に対する配慮を欠いているのではないかと、改めて庁舎内禁煙に対する理事者の見解をただしたのであります。

これに対して理事者からは、喫煙場所については、1階は社会福祉課裏に一般来庁者用と職員用を区分し、2階から5階まではそれぞれベランダに設置するものである。また、市内にはたばこ栽培農家が多数存在することや、市財政においてたばこ税の収入が大変重要であることなどを考えると、喫煙者にも配慮して屋内での

分煙対策をきちんとすべきであるかもしれないが、全国的にも完全に禁煙する事例が多く、喫煙者と非喫煙者が共存するためには、今回の対策はやむを得ないものと考えていると答弁がありました。

次に、大洲農業高等学校及び大洲高校肱川分校の教育振興に対する補助金についてであります。

行財政改革の一環として各種団体などへの補助金について、本年度は一律5%カットが実施されており、両校の教育振興に対する補助金についても同様の措置とする予算が計上されております。

このことに関して、委員より、当市の財政状況を考えると、補助金のカットはやむを得ないと理解しているが、教育分野にまで一律にカットすることはいかがなものか、また5%カットされることにより両校の教育振興に支障は生じないのかとただしたのであります。

これに対して理事者より、学校側には事前に伝えて了解を得ており、運営には支障が生じないよう学校側に努力していただけるものと考えていると答弁がありました。

次に、教育費についてであります。

今回、子供たちの登下校時などの安全確保対策の一つとして、不審者情報を保護者などにメールで配信するシステムの運用経費が計上されています。

このことに関して委員より、メールを配信するまでの具体的な流れと、多数寄せられる情報の中から実際に配信する情報の種別についてただしたのであります。

これに対して理事者から、各学校単位で携帯電話でメールを受信することができる保護者を調査して登録し、各学校や警察などから教育委員会に寄せられた情報を教育委員会のパソコンを使って登録者へ送信するシステムであり、実際に送信するのは各学校から寄せられた情報が主なものになるのではないかと答弁がありまし

た。なお、従来から行っている各学校へのファクスによる不審者情報の伝達は、引き続き実施するとのことでありました。

次に、請願について申し上げます。

まず、請願第13号伊方原発でのプルサーマル計画の中止と耐震強化を求める請願であります。

この請願は、現在国において進められている四国電力伊方原発3号機へのプルサーマル計画に対し、年内には県知事の同意が行われる可能性があるため、県に対してプルサーマル計画に同意を与えないこと、国に対してはプルサーマル計画を取り消すこと、国・県に伊方町だけでなく県内自治体への説明責任を果たすことなどについて意見書の採択を求めた請願であります。

審査では、この問題は高度な専門知識を有する専門家の間でも推進派、慎重派、反対派と意見が分かれており、現時点で当委員会として判断することは非常に困難である。今後も県及び近隣市町の判断を重視しながら、当委員会としてもプルサーマル導入の必要性や周辺に位置する本市における安全性の確保など、引き続き調査研究を重ねる必要があるのではないかという意見が出され、継続審査とすべきと決したのであります。

次に、請願第14号「集配局の廃止再編計画に反対する意見書」採択に関する請願書についてであります。

この請願は、日本郵政公社が平成19年10月の完全民営化を前に全国1,048の集配局を無集配局とする再編合理化が、早いところではことしの9月から実施され、本市においても河辺郵便局がその対象となっており、無集配局とされる山間部などでは郵便サービスが低下することとなり、地域経済に与える影響が大きく、地域の過疎化、地域破壊につながるものが懸念されるため、地域住民の合意と納得を得ない集配局の廃止再編は行わないこと、離島や僻地、中山間

地の郵便局を維持し、現在の集配局機能を存続することについて意見書の採択を求めた請願であります。

審査では、郵政民営化は国の方針でありとめることはできないが、住民へのサービスが低下することは事実であり、この請願に書かれていることはもっともであるといった意見が出される一方、再編計画ではことしの10月からの実施が決定されており、集配業務以外の郵便貯金や簡易生命保険などの業務は存続され、集配の業務についても土曜、日曜や時間外の取り扱いができなくなるだけで、平日の時間内は今までどおりであるため、それほど影響は出ないのではないか。また、旧大洲市内においても過去に同じような業務の集約が実施されたが、その後特に大きな問題もなく今日に至っているなどといった意見が出され、採決の結果、不採択とすべきものと決したのであります。

以上、今定例会で付託されました議案などの審議経過並びに要望、意見などについて申し上げましたが、何とぞ適切なる御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げまして、総務文教委員会の報告を終わります。

○清水久二博議長 次に、企画財政委員長の報告を求めます。

○12番村上常雄議員 議長

○清水久二博議長 村上常雄議員

〔12番 村上常雄議員 登壇〕

○村上常雄企画財政委員長 それでは、ただいまから企画財政委員会の御報告を申し上げます。

当委員会は、去る9月29日、関係理事者の出席を得て、付託を受けました一般会計補正予算案を初め議案5件つきまして慎重なる審査を行いました。その審査結果につきましては、お手元に配付されております委員会報告書のとおり、いずれの議案も原案のとおり可決並びに承認すべきものと決したのであります。

それでは、審議過程で特に議論され、あるいは

は委員より指摘、要望いたしました事項につきまして、主なものにつき概要を御報告申し上げます。

まず、補正予算関係について申し上げます。

理事者から、大洲市一般会計補正予算（第3号）の歳入全款と関係する歳出等について説明がありました。

委員から、諸収入の雑入で受け入れている67万円の委嘱金について、その具体的な内容についてただしたところ、理事者より、この委嘱金は我が国の伝統文化を尊重する教育に関する実践モデル事業の委嘱金として、国立教育政策研究所から、小学校が3校で52万円、中学校が1校で15万円を受け入れるものである。この事業の内容は、児童・生徒が我が国の伝統や文化への関心や理解を深めるとともに、それらを大切にしようとする態度を育て、豊かに生きる力をはぐくむことができるように、我が国に伝わる伝統や文化に触れる機会を充実するための指導方法と教材開発についての研究を進めるため、モデル校において実践研究を行うものである。今回モデル校として指定校となっているのは、柳沢小学校の藤縄神楽、大谷小学校の大谷文楽、櫛生小学校の豊年踊り、平野中学校の野田獅子と牛鬼であるとの答弁がありました。

次に、大洲市土地取得造成特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

理事者より、今回の補正は、国の土地開発公社健全化対策を活用し大洲市土地開発公社の経営健全化を図るため、6月30日付にて土地開発公社経営健全化団体として県知事の指定を受け国の優遇措置を受けることができるようになったことから、今回大洲市土地開発公社経営健全化計画に基づき、阿蔵・高山用地を取得するための経費として12億943万9,000円を計上するものであり、取得面積は37万3,326平方メートル、財源として一般会計からの繰入金と公共用地先行取得等事業債を充当するものであるとの説明がありました。

このことに対し委員より、平成17年度に作成された土地取得計画によると、用地は11億8,200万円程度であったが、今回の購入価格は約12億1,000万円になっている。その差額が少し多くなっているのはどういう理由によるものかとただしたのであります。

このことに対し理事者より、今回の金額は年度末である来年の3月31日に起債の借り入れと同時に取得するという形で予算化したものであり、これから半年後の取得ということで計画しているため、計画策定の時点と比べると膨らんだ金額になっている。また、購入単価は1平方メートル当たり約3,200円になるとの答弁がありました。

次に、大洲市総合計画基本構想について申し上げます。

理事者より、この基本構想案は大洲喜多合併協議会で策定された新市建設計画を引き継ぐものであり、市民アンケートや中高生アンケートの結果を踏まえ、各課職員で構成の策定部会、その代表者から成る策定班会、部長級で組織する策定委員会、各種団体の長や学識経験者など20名の委員で設置された総合計画審議会において審議検討を重ね、2月の総合計画審議会承認された基本構想骨格案をもとに作成されたものである。「人きらめく、知行創造、協働」という3つの基本理念を掲げ、今後10年間の新市の将来像を「きらめき創造大洲市一みとめあい

ささえあう 肱川流域都市一」、その実現に向けそれぞれ6つのシンボルプロジェクトと基本目標を定めまちづくりを進めることにしている。大洲市総合計画審議会では、現在までに5回にわたる審議会を経ているが、行財政改革を進めながら、いかに市民と行政が力を合わせ、心豊かな活力ある大洲市の将来像をつくっていくかが焦点になるものと考えており、それぞれの分野から次世代を担う子供たちに夢を与えるまちづくりを目指したものとなるよう努めてきた。本構想は、まちづくりを進める上での基本

方針が明示されているとして、これをおおむね
適当であると評価するという答申をいただいた
ところである。今後は、審議過程での御意見を
踏まえ、基本計画及び事業実施計画の策定に取
り組みたいとの説明がありました。

このことに対し委員より、この基本構想には
協働という言葉が数多く使われているが、パブ
リックコメントも市民への呼びかけが足りなか
ったのではないか、これをつくる最初の段階か
ら総合計画審議会の委員を公募するなど市民と
の協働を考えるべきではなかったのか、本当に
協働を実現できるのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、本計画策定の初期段
階で市民アンケートを行ったところ、さまざま
な課題や意見が出されており、この時点で協働
が始まっていると考えている。市民アンケート
は通常2,000人から3,000人のケースが多いが、
本市の場合は総人口の2割に相当する1万人の
市民と1,100人余りの中学生、高校生を対象に
行っており、その結果を審議会にも諮りながら
答申をいただいた経過があり、こういった一連
の経過が市民との協働と考えている。また、こ
れから策定しようとしている基本計画の中にも
生かせるものと考えているとの答弁がありまし
た。

次に、今回の委員会では、付託された議案の
ほかに現在問題になっているテレビの地上デジ
タル放送についての議論がありましたので、申
し上げます。

委員から、テレビ放送は5年後の平成23年
にはアナログ放送からデジタル放送へ完全移行
することになっている。大洲市では、来年中継
局が1施設建つ程度と聞いているが、5年後に
アナログ放送が廃止になったとき、市の周辺部
の全家庭でも公平にテレビが見られるように検
討していただきたい。また、イントラネットの
回線を利用してテレビ放送のデジタル化に早急
に対応できる体制整備をすべきではないかとただ

したのであります。

このことに対し理事者から、テレビ放送のデ
ジタル化は国の施策の大きな転換でありなが
ら、国や県から具体的な取り組みが示されてお
らず、デジタル化に当たって難視聴地域の共聴
施設に対する対策などいろいろな問題があるに
もかわらず、それらの対策が明示されていな
いのが現状である。

したがって、今後行政としてこのような問題
を市民に周知するに当たり、ただチューナーを
つけたらいいという程度の問題ではなく、情報
格差をなくするためのいろいろな大きな問題が
あり、基本的には国の責任において対策を講じ
るべきと考えている。現在どのような調査に基
づいてどのような問題があり、事業費や負担な
ど具体策の中で国としての方針を早く示してい
ただき、そのような状況を市民にも早く周知す
るということが今後大事ではないかと考えてお
り、強く要望したい。また、支所あるいは公共
施設に引いている光ファイバーの活用について
も現在総務省と事前協議をしており、このよ
うな回線の貸し付けについても市として対応可
能な範囲で支援をしていきたいと考えていると
の答弁がありました。

以上、当委員会における審査の概要を申し上
げましたが、よろしく御審議の上、適切なる御
決定を賜りますようお願いをいたしまして、企
画財政委員会の報告を終わります。

○清水久二博議長 次に、市民福祉委員長の報
告を求めます。

○21番向井敏憲議員 議長

○清水久二博議長 向井敏憲議員

〔21番 向井敏憲議員 登壇〕

○向井敏憲市民福祉委員長 市民福祉委員会の
御報告を申し上げます。

当委員会は、去る9月28日、関係理事者の出
席を得まして、付託を受けました平成18年度大
洲市一般会計補正予算案など議案4件並びに請
願1件につきまして慎重なる審査を行いまし

た。その審査結果につきましては、お手元の委員会報告書のとおり、いずれの議案も原案のとおり可決すべきものと、また請願については継続審査と決した次第であります。

以下、審査の過程におきまして特に議論されました事項について、その概要を御報告申し上げます。

まず、一般会計補正予算関係、障害者福祉についてであります。

障害保健福祉施策につきましては、平成15年度からノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度により飛躍的に充実してまいりましたが、障害種別ごとによる縦割りサービスの改善及び地域格差の是正並びに財源の確保など課題の解決を図るため、また障害のある人々が利用できるサービスを充実し一層の推進を図るため、障害者自立支援法がことし4月に施行され、10月から全面施行されたところであります。

これを受け、関連予算として計上されているところでありますが、委員より、間近に迫った全面施行を前にしての現時点における本市における認定者数などの状況について質疑が出されました。

これに対して理事者から、現在支援費制度で施設サービスを利用している方は、身体障害者が24人、知的障害者が86人となっており、居宅サービスの利用状況は、身体障害者44人、知的障害者46人、精神障害者15人、障害児が40人と合計145人の方が支給決定を受けている。10月からは、この居宅サービスが介護給付や地域生活支援事業に位置づけられ、それぞれにおいて手続が必要となるものであり、介護給付となるホームヘルプサービスや短期入所の利用については、障害程度区分審査会において区分認定を受けなければならないが、現在までに60人の判定を行い、全員認定されており、これまでと同等のサービスが引き続き利用可能な状況となっている。今後においても、個別の相談に対して

はわかりやすい説明を行いながら、障害者自立支援法が円滑に施行されるよう対応をしていきたいとの答弁がありました。

また、10月からの全面施行に伴い、今までの障害者デイサービスというメニューがなくなり、地域生活支援事業に移行されますが、委員より、その中核を担う地域活動支援センターの位置づけについてただしたところ、理事者から、現在までは社会福祉協議会において主に身体障害者を対象に、また大洲育成園においては知的障害者を対象に障害者デイサービスを実施していたが、障害者には欠かせない事業として引き続きサービスの充実を図るため、両事業所と協議を重ね、地域活動支援センターとして移行することとなった。当センターは事業所の経営との位置づけで、これまでの個別給付ではなく事業所による経営に対して助成することとなり、運営においては利用申し込み者に柔軟な対応が可能となるなど、多くの障害者の活動の場となってくるものと考えているとの答弁がありました。

次に、地域やすらぎの場整備支援事業についてであります。

この事業は、平成15年度に愛媛県において創設され、ボランティア団体や地域住民グループが高齢者にさまざまな福祉サービスを提供する場として、旧市においても平成15年度に市内2カ所において整備活用したもので、その補助については既存の施設である民家などの改修費の200万円を限度として対象事業費の9割を県及び市が同率補助する事業であります。

そこで、委員より、今回計上されております事業の概要について説明を求めたところ、理事者から、当制度は平成17年度から障害者に対する施設も対象となっており、今回の市内のNPO法人から、菅田町大竹に障害者などがレクリエーションや交流などを行う施設を整備したいとの申し出があり、事業の助成をしようとするものであり、今回整備を予定しているところで

は、1回当たり10人程度を対象に週2回の事業計画予定と聞いているとの説明がありました。

また、委員より、運営費に対する補助の有無並びに今後の当事業の導入についてただしたところ、理事者から、当事業は立ち上がり時の施設などに対する補助のみであり、当事業の導入については地域の高齢者や障害者の憩いの場づくりのための有効な事業であり、県の予算の範囲内ということになるが、今後とも県と協議をしながら、その動向を注視していきたいとの答弁がありました。

次に、国民健康保険特別会計についてであります。

今回の医療保険制度改革に伴う新規施策であります保険財政共同安定化事業に係る補正予算が計上されていることから、委員より、この事業の概要並びに今後の展開について質疑が出されました。

これに対して理事者から、国保事業では、以前から安定的な財政運営を図るということで1件当たり70万円以上の高額医療費については共同事業という形で実施していたが、今回の改正により本年10月からこの高額医療共同事業の対象が70万円から80万円に改正され、新たに保険財政共同安定化事業が創設されたところである。当事業においては、県内市町国保間の保険料の平準化及び財政の安定化を図るものであり、30万円を超える医療費を対象として国保連合会が徴収した拠出金をもとに、連合会の会員である市町に対し交付金が交付される制度である。なお、この交付金の財源となる拠出金の額は、各市町の過去3年間の医療費実績や被保険者数などをもとに算定されることとなるが、今回の補正においては拠出金の額と交付金の額を同額で計上している。この制度は、各市町による互助制度的なものであり、年によってはその差額も増減するものの、長期的にはほぼ同額になるものと考えているとの答弁がありました。

また、国保財政に関連して、今回の医療保険

制度改革において、新たな高齢者医療制度として平成20年度から始まる75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度の概要並びに実施に向けての状況について委員より質疑が出されました。

これに対して理事者から、この制度においては、その財政運営を愛媛県内市町で構成する広域連合が行い、保険料徴収は市町が行うもので、その財源構成は自己負担を省き、公費約5割、現役世代からの支援約4割、高齢者からの保険料約1割となり、保険料については今後広域連合において協議決定されるが都道府県単位にその地域の医療水準に基づいた保険料が設定される予定である。愛媛県での現在までの状況としては、本年5月から随時担当課長会議などを開催するとともに、検討会を設置し協議を行い、去る9月4日に愛媛県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会が設立され、広域連合の設立に向けて実務的な準備が進められている。今後においては、12月定例会において広域連合規約などの審議をいただき、来年2月には広域連合議会議員選挙を行い、3月の広域連合議会において正式に広域連合が設立される予定となっているとの答弁がありました。

次に、介護保険特別会計における地域支援事業についてであります。

地域支援事業については、介護保険法改正によりことしの4月に創設された事業であります。そのうちの特定高齢者施策においては、その特定高齢者の選定に時間を要したことなどから、4月から9月までの半年間はすべて一般高齢者の事業で対応することになったため、関連事業に係る補正予算が今回計上されているところであります。

そこで、委員より、この地域支援事業の概要について質疑が出されました。

これに対して理事者から、当事業は、介護保険の要支援、要介護認定を受けていない高齢者に対して、要支援、要介護状態に陥るおそれのあるいわゆる特定高齢者と比較的元気な一般高

齢者に区分して、それぞれに合ったサービスを提供し、できるだけ要支援、要介護状態に陥ることなく、住みなれた地域において自立した生活が送られるよう支援するための事業であり、特定高齢者については本人の意向や生活環境などを踏まえ、介護予防ケアプランに基づき各種サービスを利用することとなる。また、一般高齢者については、従来の在宅福祉事業に加え、地域支援事業のサービスの一部を利用するとともに、各地域において社会福祉協議会が中心となって実施しているサロン事業への参加を呼びかけ、特定高齢者に陥らないように支援していきたいとの答弁がありました。

以上が議案審査の過程で出されました質疑応答の主なものでありますが、その他の事項として、地方路線バスにかかわる問題について当委員会として要望した事項がありますので、この際報告させていただきます。

この件につきましては、ことし10月から田処大洲線のダイヤ改正に伴い午後の復路便が廃止され、午前の往路便のみの運行となるものでありまして、特に高齢者を多く抱えております当該地域住民の交通体系が一部損なわれるため、何らかの形で早急に住民の交通手段の確保を図っていくよう理事者に対して強く求めたところであります。

次に、請願第12号大洲市民の健康及び財産を保護する条例策定等に関する請願書について申し上げます。

この請願では、長浜町下須戒地域において、静穏が保持されておらず、生活環境も保全されていないということから、市民の生活環境を保護するように努め、地域格差を是正し、市民の健康、財産を守り、安心して暮らせる環境づくりを求められているものであります。

審査では、環境基本条例の制定など市の環境問題に対する施策の方向づけを示し、環境の保全、創造に取り組んでいくべきことは前向きに検討していくことであるが、他の事項について

は既に関係法により規制基準が定められており、個別に条例を制定して規制を行うことは適当ではなく、当該地域及び当事者間において調整が図られるよう適正な対応を関係機関に求めていくということから、閉会中も引き続き審査を要するべきものとの意見が出され、継続審査と決した次第であります。

以上、委員会審査の概要について申し上げますが、何とぞ適切なる御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます、市民福祉委員会の報告を終わります。

○清水久二博議長 次に、建設農林委員長の報告を求めます。

○15番宮本増憲議員 議長

○清水久二博議長 宮本増憲議員

〔15番 宮本増憲議員 登壇〕

○宮本増憲建設農林委員長 それでは、ただいまから建設農林委員会の御報告を申し上げます。

当委員会は、去る9月29日、関係部課長の出席を得て、付託を受けました平成18年度一般会計補正予算案を初めとする議案3件につきまして慎重なる審議を行いました。その審査結果につきましては、お手元に配付されております委員会報告書のとおり、いずれの議案も原案のとおり可決、承認すべきものと決した次第であります。

それでは、審査の過程で特に議論され、あるいは委員より指摘、要望いたしました主な事項について、その概要を御報告申し上げます。

まず、農業振興費の農業用廃プラスチック適正処理事業補助金について、委員から、この事業の内容と環境問題の見地からリサイクルへの対応ができないかとただしたのであります。

このことに対し理事者から、廃プラスチック処理については使用できなくなったビニールハウスや畑に敷くマルチ等について処理を行うもので、今年度250トンを予定している。回収の方法については、回収日を決めて年にそれぞれ

1回のみであるが、農協本所、各支所にそれぞれ農家が持ち寄り処分場に運んでいる。この事業は、今日の環境問題の意識の高揚により平成11年度から開始したもので、年間で処理する廃プラスチックの約2割をリサイクル可能なものとして高知県の処理業者へ搬送しており、その処理により新たなプラスチック類や助燃剤等に利用されている。本来ならばすべてリサイクルを行うのが理想であるが、どうしても土の付着等による汚れのため処理が難しく、ビニールハウスなどのきれいなもののみとなっている。リサイクルできない分については大量に焼却処分する施設がないため、市内の産廃処理業者を入札で決定し、そこへ搬入による埋立処理を行っている。この処理に係る費用負担については、市が40%、販売関係団体や業者が30%、農家が30%となっている。東予地域に県が施設整備した焼却施設があるものの、その施設は東予地域の農家しか利用できないこととなっており、中南予の農家では産廃処理業者に依頼しているのが現状である。現在、南予地域の廃プラスチック適正処理施設建設について、愛媛県農業用廃プラスチック適正処理推進協議会を通じ要望しているとの答弁がありました。

次に、委員から、阿蔵・高山用地の進入道路部分における用地取得事業について、その事業の概要とこの土地開発公社が既に実施している道路用地先行取得及び道路整備事業の額の合計と今回市の取得にかかわる費用の総額との差額の内訳についてただしたのであります。

このことに対し理事者から、この道路用地については、現在までに既に土地開発公社が先行取得し阿蔵・高山用地への進入道路を整備している道路用地について、今回阿蔵・高山用地37ヘクタールの取得と合わせ取得しようとするものである。この用地は、平成10年度、11年度に2.4ヘクタールを取得し、平成11年度から平成14年度において980メートルを整備したもので、幅員が11メートル、車道幅員は7.5メー

トル、自歩道が3.5メートル、事業費は道路工事費、用地取得費合わせて約6億3,000万円であった。道路の供用は平成15年3月に270メートルで開始し、その後710メートルを追加し、平成18年3月に980メートルすべてが供用となっている。進入道路用地の市の取得費の総額は7億7,000万円となり、平成18年度分として今議会で1億5,000万円を計上している。今後、平成19年度から21年度までの3カ年では1億5,000万円ずつ、最終年度の平成22年では約1億7,000万円を予定している。土地開発公社による道路事業にかかわる事業費約6億3,000万円と今回の道路用地取得総額との差については、土地開発公社の事業に対する今日までの借入利息及び人件費、今回取得にかかわる5年間の利息等の額の合計で約1億4,000万円の追加となるものであるとの答弁がありました。

次に、委員から、長浜地区の下排水路新設事業は県道改修に伴って実施するものであるとのことであるが、この事業の内容と、県の県道改修工事に伴うものであるにもかかわらず、市で下排水路新設工事を行う理由についてただしたのであります。

このことに対し理事者から、この県道改良事業は、県道長浜大洲線のうち仁久地区から国道378号交差点までの1,320メートルを実施するので、一部仁久地区では河川の改修との合併施工で行っている。この工事区間で改修が必要となる下排水路は約2,570メートルで、旧長浜町において策定された基本計画に基づき、県道改良に合わせて随時改修を実施してきたものである。現在まで786メートルの改修が終わっており、今年度は約310メートル実施するものであるが、今年度完了時には全体の43%の進捗となる見込みである。平成19年度以降の予定としては、約1,500メートルを実施し、今年度を含めた事業費は約1億5,000万円を見込んでいる。県道の改良については平成16年度から実施されており、平成23年度の完了予定で取り組んでい

ただいている。平成18年度は仁久地区の一部の改良と舗装が実施され、また国道378号交差点から160メートルの改良と合わせて、中学校入り口から紺屋町信号交差点までの用地買収が本格的に進められると伺っている。

次に、県道改良工事に伴って市が下排水路の工事を実施することについては、基本的に補償対象となるものではあるが、そのためには既存の下排水管と同じ機能で施行することが大きな要件となっている。しかし、現在の下排水路は処理能力が不足しており、今回の工事ではより能力の高い下排水路として既存下排水路に対する県の補償を受けながら市が工事を行うものとなったものであるとの答弁がありました。

次に、委員から、一般質問でも取り上げましたが、他所において流水プールや遊具での事故が発生している。大洲市でも今回の補正予算で遊具の修繕等の予算が計上されているが、この点検及び修理内容と遊具管理における他の所管課との関係についてただしたのであります。

このことに対し理事者から、最近多発する遊具での事故を受けて、平成10年度においては国土交通省から、平成15年度には愛媛県から都市公園での遊具の点検要領に関する通知が来ており、本年度においてもプールを含め4件の公園での事故事例の紹介と、今後なお一層万全を期するために点検を実施するよう指導通知が来ている。都市整備課では、管理している都市公園9カ所と普通公園22カ所、合計31カ所のうち、遊具を設置しているのが都市公園4カ所、普通公園7カ所、計11カ所で、遊具は約100基を設置しているが、目視、触診、打診等により慎重に点検を実施している。また、パトロール時や都市整備課職員による週1回の目視等による確認や県が定めた要領を参考に点検を職員が毎月実施している。また、夏休み前には2年に1度専門業者による点検を実施し、遊具の機能障害等の早期発見に努め、危険とされる遊具については直ちに使用禁止の措置をとる等事故を未然に

防ぐよう適切な施設管理に努めている。

教育委員会との関係については、教育委員会の遊具を都市整備課で管理している箇所はないが、遊具の点検について専門的に実施している都市整備課で指導をしてほしいという依頼があり、昨年度に引き続き今年度も点検のポイントや方法について講習を行うようにしている。また、福祉事務所でも来月日本公園施設業協会主催の講習会に参加すると聞いている。

なお、今回計上している補正には、肱川緑地公園や沖浦公園、道野尾広場等のブランコ、シーソー等10基について、摩耗、変形、破損、腐食等による修繕と富士山公園の回転ジャングルや小浦リバーサイドの2連ブランコ等が損傷や腐食により使用ができなくなっているため、撤去及び新設を行うものであるとの答弁がありました。

次に、委員から、公共土木施設及び農林水産業施設の災害復旧費について、現在申請している分はすべて現年度で実施できるかとただしたのであります。

このことについて理事者から、今回の予算について、林道災害では9月に災害査定が実施され、申請2カ所について認めていただき、また公共土木施設災害については6月22日から25日にかけての梅雨前線豪雨により被災を受けたもので、災害査定で申請した20カ所すべて認めていただいた。今後実施設計書を作成し、県の審査を経て工事を発注する準備をすることになるが、今回は件数、金額とも少ないことから、全件について発注できる割り当てが県からあるものと考えている。また、今回補正で計上している公共土木施設災害復旧5カ所については、10月末に災害査定が実施予定となっているとの答弁がありました。

次に、専決処分について理事者から、公共土木施設災害については、6月22日から25日にかけての梅雨前線豪雨により被災を受けた道路及び河川の国補災害20カ所、単独災害42カ所、合

わせて62カ所の災害復旧費を専決したものである。また、農林関係災害については、農地2カ所、農道4カ所、林道2カ所の復旧工事請負費等であるとの説明がありました。

以上、当委員会に付託を受けました議案の審査過程並びに結果につきまして申し上げましたが、よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願いをいたしまして、建設農林委員会の報告を終わります。

○清水久二博議長 以上で委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑は発言通告がありません。したがって質疑を終結いたします。

本件に対する討論は発言通告がありません。したがって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、第98号議案平成18年度大洲市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立全員であります。したがってただいまの議案は原案のとおり可決されました。

次に、第99号議案から第101号議案までの議案3件を一括して採決いたします。

これらの議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立多数であります。したがってただいまの議案3件は原案のとおり可決されました。

次に、第102号議案平成18年度大洲市病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立全員であります。したがってただいまの議案は原案のとおり可決され

ました。

次に、第103号議案から第105号議案までの議案3件を一括して採決いたします。

これらの議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立多数であります。したがってただいまの議案3件は原案のとおり可決されました。

次に、第110号議案から第112号議案までの議案3件を一括して採決いたします。

これらの議案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立多数であります。したがってただいまの議案3件は原案のとおり可決されました。

次に、第115号議案専決処分した事件の報告並びに承認を求めることについてを採決いたします。

この議案を委員長報告のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立全員であります。したがってただいまの議案は承認されました。

次に、請願について採決を行います。

まず、請願第12号大洲市民の健康及び財産を保護する条例策定等に関する請願書を採決いたします。

この請願を委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立全員であります。したがってただいまの請願は継続審査とすることに決しました。

次に、請願第13号伊方原発でのプルサーマル計画の中止と耐震強化を求める請願を採決いたします。

この請願を委員長報告のとおり継続審査とす

ることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立全員であります。したがってただいまの請願は継続審査とすることに決しました。

次に、請願第14号「集配局の廃止再編計画に反対する意見書」採択に関する請願書を採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

この請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

○清水久二博議長 起立なしであります。したがってただいまの請願は不採択と決しました。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第3、第116号議案及び第117号議案の議案2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○首藤馨市長職務代理者 議長

○清水久二博議長 首藤市長職務代理者

〔首藤馨市長職務代理者 登壇〕

○首藤馨市長職務代理者 それでは、第116号議案公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを御説明申し上げます。

本案は、選任しております3人の委員のうち、米田功委員が平成18年8月22日に病死され、現在欠員となっておりますので、後任の委員を選任するに当たり議会の同意をお願いするものであります。

故米田委員には、短い期間ではありましたが、就任以来、職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するため格別の御尽力をいただきました。その御労苦に改めて感謝とお礼を申し上げ、あわせて哀悼の意を表する次第でございます。

後任の委員といたしましては、お手元の議案書に記載のとおり、市川武志氏を選任いたしたいと存じます。

市川氏は松山市西石井にお住まいでございまして、昭和48年3月、中央大学法学部法律学科を御卒業になり、昭和60年11月、司法試験に合格されました。その後、昭和63年4月に愛媛弁護士会登録の弁護士となられ、同時に米田功法律事務所に入所されました。活動を継続されます中で、平成9年4月から2年間は愛媛弁護士会副会長という要職を歴任されており、現在では米田功法律事務所を継承されその代表を務められておりますほか、愛媛県の消費生活審議会委員、収用委員会委員及び社会福祉審議会委員等の公職につかれ、御活躍中の方でございします。

以上のように、人格は申し上げるまでもなく、法曹分野における豊富な経験と行政への運営や人事行政に高い識見を有され、広く社会の実情にも通じておられますので、本市の公平委員会委員として適任であると確信し、ここに御提案申し上げたものであります。

次に、第117号議案人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを御説明申し上げます。

本案は、旧大洲市の推薦により法務大臣から委嘱されておりました上野マリエ委員の任期が平成18年12月31日をもって満了となりますので、後任の委員を推薦するに当たり議会の意見をお願いするものであります。

私といたしましては、お手元の議案書に記載のとおり、上野委員を引き続き推薦いたしたいと存じます。

上野委員は市内比地町にお住まいでございまして、昭和42年3月、京都女子大学短期学部家政科を御卒業になり、同年8月から約2年間、帝京女子短期大学女子寮に勤務されております。また、平成4年から10年までの6年間は愛媛県委嘱の病態栄養コンサルタントとして在宅療養者の栄養指導に御尽力されました。平成10年4月には大洲市肱南公民館運営審議会委員に御就任していただくとともに、同時期に大洲

婦道会会長に選出され、平成15年4月からは大洲市連合婦人会副会長として当市における女性グループ発展の一翼を担われ、御活躍いただいている方でございます。

さらに、平成16年1月から人権擁護委員として人権の擁護と人権思想の普及、高揚に御尽力をいただいているところでございます。

以上のように、人格は申し上げるまでもなく、既に委員として1期3年近くの経験を積み、また特に女性の人権にかかわる高い識見を有され、広く社会の実情にも通じておられますので、本市における人権擁護委員として適任であると確信し、ここに御提案申し上げたものでございます。

以上、追加提案いたしました人事案件2件につきまして、一括して御説明申し上げます。何とぞ満場一致をもって御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○清水久二博議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑は発言通告がありません。したがって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論は発言通告がありません。したがって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、第116号議案公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この議案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立全員であります。したがってただいまの議案は同意することに決しました。

次に、第117号議案人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

この議案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立全員であります。したがってただいまの議案は同意することに決しました。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第4、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務等の調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配付いたしましたとおり、所管事務の調査についての申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、各委員長の申し出を承認することに決定いたしました。

~~~~~

○清水久二博議長 以上で本日の日程を終了いたしましたので、会議を閉じます。

市長職務代理者より閉会のあいさつがあります。

○首藤馨市長職務代理者 議長

○清水久二博議長 首藤市長職務代理者

〔首藤馨市長職務代理者 登壇〕

○首藤馨市長職務代理者 閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、去る9月20日招集以来15日間に

わたり慎重かつ精力的に御審議を賜り、御提案  
申し上げました平成18年度補正予算を初め条例  
の制定、改正、本市における総合的かつ計画的  
な行政運営を図るための総合計画基本構想制  
定、その他重要諸案件につきまして、原案のと  
おりいずれも適切な御議決を賜りました。まこ  
とにありがたく、心より厚く御礼を申し上げま  
す。

審議の過程でちょうだいいたしました数々の  
御指摘、御意見等につきましては、今後の市政  
運営に当たりでき得る限り反映させるべく努力  
をいたし、かつ説明責任を果たしてまいる所存  
であります。引き続き温かい御支援、御協力を  
賜りますようお願いを申し上げる次第でござい  
ます。

特に今定例会は、市長欠席という不測の事態  
にもかかわりませず、清水議長を初め議員各位  
の御協力を賜りまして、ここに閉会日を迎える  
ことができましたこと、まことにありがたく、  
深く感謝を申し上げる次第でございます。力不  
足ながらも市長職務代理者としての職責を果た  
せましたことはひとまず安堵をいたしております。

結びに、衣がえの季節の中、秋の気配がいよ  
いよ深まってまいりました。皆様方には今後と  
も御自愛の上、ますます御活躍されますことを  
御祈念申し上げ、そして議員各位、市民の皆様  
とともに大森市長の復帰を心より念願し、今定  
例会閉会に当たっての私のあいさつとさせてい  
ただきます。まことにありがとうございました。

~~~~~

○清水久二博議長 これをもちまして平成18年
大洲市議会第3回定例会を閉会いたします。

午後3時12分 閉 会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここ  
に署名する。

大洲市議会議長

大洲市議会議員

大洲市議会議員